

受付 番号	種目番号 301	連絡先	委託担当 環境施設課 南部斎場 担当者名 林 しろみ 電 話 785-9411	ハヤシ シロミ
----------	-------------	-----	--	---------

設 計 書

- 1 委 託 名 南部斎場清掃委託
- 2 履 行 場 所 横浜市南部斎場：横浜市金沢区みず木町1番地
- 3 履 行 期 間 期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
又 は 期 限 期限 令和 年 月 日 まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 本委託は、南部斎場の清掃業務を委託するものです。

8 部 分 払 する (12回以内) しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
別添のとおり					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委 託 代 金 額	¥	4,572,920	. -
<hr/>			
内 訳	業務価格		
	¥	4,157,200	. -
	<hr/>		
	消費税及び地方消費税相当額		
	¥	415,720	. -
	<hr/>		

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
床清掃	5・7・9・11・ 1・3月	6	回	168,400	1,010,400	
カーペット清掃 (ロビー、休憩室、更衣室)	5・7・9・11・ 1・3月	6	回	104,300	625,800	
カーペット清掃 (葬祭ホール、遺族控室)	5・7・9・11・ 1・3月	6	回	52,100	312,600	
中庭清掃	6・9・12・3月	4	回	43,800	175,200	
屋上清掃	6・9・12・3月	4	回	94,800	379,200	
屋上トップライト清掃	9・3月	2	回	23,700	47,400	
ガラス清掃	6・9・12・3月	4	回	52,100	208,400	
内装壁面等清掃	6・9・12・3月	4	回	86,900	347,600	
汚水槽清掃	8・2月	2	回	43,800	87,600	
雑排水槽清掃	8・2月	2	回	43,800	87,600	
雨水槽清掃	8・2月	2	回	43,800	87,600	
受水槽清掃	8月	1	回	76,600	76,600	
法定水質検査	8月	1	回	27,600	27,600	
簡易専用水道水質検査	8月	1	回	17,500	17,500	
U字溝清掃	8・2月	2	回	34,800	69,600	
照明器具清掃	10月	1	回	316,000	316,000	
大理石壁面清掃	10月	1	回	237,000	237,000	
石床材清掃	10月	1	回	43,500	43,500	

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価	金 額	摘要
床清掃	2,029㎡	6	回	168,400	1,010,400	
カーペット清掃 (ロビー、休憩室、更衣室)	702㎡	6	回	104,300	625,800	
カーペット清掃 (葬祭ホール、遺族控室)	259㎡	6	回	52,100	312,600	
中庭清掃	31㎡	4	回	43,800	175,200	
屋上清掃	1,588㎡	4	回	94,800	379,200	
屋上トップライト清掃	110㎡	2	回	23,700	47,400	
ガラス清掃	450㎡	4	回	52,100	208,400	
内装壁面等清掃	別紙仕様書 のとおり	4	回	86,900	347,600	
汚水槽清掃	2㎡	2	回	43,800	87,600	
雑排水槽清掃	2㎡	2	回	43,800	87,600	
雨水槽清掃	2㎡	2	回	43,800	87,600	
受水槽清掃	18m ³	1	回	76,600	76,600	
法定水質検査		1	回	27,600	27,600	
簡易専用水道水質検査		1	回	17,500	17,500	
U字溝清掃	126㎡	2	回	34,800	69,600	
照明器具清掃	81種類	1	回	316,000	316,000	
大理石壁面清掃	888㎡	1	回	237,000	237,000	
石床材清掃	920㎡	1	回	43,500	43,500	
業務価格					4,157,200	
消費税及び地方消費税相当額					415,720	
委託代金額					4,572,920	

清 掃 委 託 仕 様 書

1 清掃場所

横浜市南部斎場：横浜市金沢区みず木町1番地

2 清掃内容

(1) 床清掃	2,029m ²
(2) カーペット清掃 (ロビー、休憩室、更衣室)	702m ²
(3) カーペット清掃 (葬祭ホール、遺族控室)	259m ²
(4) 中庭清掃	31m ²
(5) 屋上清掃 (ルーフトレン清掃も含む)	1,588m ²
(6) 屋上トップライト清掃	110m ²
(7) ガラス清掃	450m ²
(8) 内装壁面等清掃 (清掃箇所図面・材質別紙参照)	
(9) 汚水槽清掃	2m ²
(10) 雑排水槽清掃	2m ²
(11) 雨水槽清掃	2m ²
(12) 受水槽清掃	18m ³
(13) 法定水質検査	
(14) 簡易専用水道水質検査	
(15) U字構清掃 (巾300mm)	126m ²
(16) 照明器具清掃	81種類
(17) 大理石壁面清掃	888m ²
(18) 石床材清掃	920m ²

3 清掃日時

実施日、作業時間については、委託者と受託者双方協議のうえ決定すること。

4 作業要領

清掃内容	作業内容
床清掃 カーペット清掃	<p>ア 洗剤を使用して、自動洗浄機で表面洗浄を行う。</p> <p>イ すすぎ洗い（シミ取り含む）をし、乾燥する。</p> <p>ウ 汚水をバキュームにて回収する。</p> <p>エ モップ等で水分を拭き取る。</p> <p>オ 床面乾燥後、ワックス等を塗布して仕上げる。</p> <p>カ 必要に応じて剥離剤で洗浄し、新しく表面皮膜を再生する。</p> <p>キ 椅子・机等は移動して作業し、作業完了後は元の位置に戻す。</p> <p>ク 畳は、掃き掃除のうえ乾拭きを行い、シミ等があればシミ取りをする。</p> <p>※作業にあたり、床材に応じて最適な薬剤・薬品を選定し清掃する。</p> <p>※委託者から指示があった場合、相談のうえ、ワックス塗布前にワックスの剥離作業を行い、床面の汚れを取り除く。</p>
中庭清掃	<p>ア 排水溝部に溜まった落葉及びゴミ等を除去する。</p> <p>イ モニュメントは、雑巾及びブラシ等を使用して汚れを除去する。</p> <p>ウ 壁面グリーンパネルは、水で軽く流し、汚れ等が落ちない場合は、マジカルクロス及びスチームクリーナー等を利用して清掃する。</p> <p>エ 滝用貯水槽の槽内の水を空にし清掃する。</p>
屋上清掃	<p>ア 屋上部分全面の落葉、雑草及びゴミ等を除去する。</p> <p>イ ルーフドレン部に堆積した落葉、雑草及び土砂等を除去清掃する。</p> <p>ウ 配管内へ高圧洗浄機又は高圧洗浄車等からホースで導水し、ノズルから噴射する高速噴流により、配管内付着・堆積物等を除去する。</p> <p>エ 高圧洗浄での除去等が困難な場合、ワイヤー清掃、薬品洗浄清掃を行う。</p> <p>オ ワイヤー、薬品洗浄清掃を行う際、配管の破損に十分気を付ける。</p> <p>カ 薬品洗浄を行う際、使用する全ての薬剤については、悪臭を放つ薬品、建物に悪影響を与える薬品を使用してはならない。</p>
屋上 トップライト	<p>ア トップライトの採光部の汚れを落とし清掃する。</p> <p>イ 窓枠部については、雑巾等適した用具類を使用して清掃する。</p>
ガラス清掃	<p>ア 洗剤で汚れを取り除き仕上げる。また、落葉や虫の死骸等が周辺にある場合は除去する。</p> <p>イ 作業実施にあたっては、厳粛かつ足元に十分注意し、掃除用水の取扱いについては、事務室及び通行人等に飛散しないよう特に注意する。</p> <p>ウ 悪臭を放つ薬品、建物に悪影響を与える薬品、用具類を使用してはならない。</p>

ガラス清掃	エ 高所部分については、長柄のワイパー等の用具類を用いて作業する。 ※委託者から指摘があった場合には、相談調整のうえ、追加清掃する。
内装壁面等清掃	ア 壁のホコリは、はたき及びブラシ等の用具類を使用して除去する。 イ 汚れは、最適な薬剤・薬品と用具類を使用し、除去する。 ウ 仕上げ時に、表面にムラ等がないか確認し、判明した場合は対応する。 ※高所箇所については、脚立、長柄のブラシ等で対応可能な範囲を作業する。 また、壁紙等の素材仕様が変更された場合は、都度確認をする。
汚水槽 雑排水槽 雨水槽	ア 清掃の際には、作業前に槽内の酸素濃度等を測定し、作業中も換気を十分に行うなど安全面に配慮して作業を行う。 イ 槽内の水を空にし、デッキブラシ及び高圧洗浄機等使用し清掃する。
受水槽清掃	ア 清掃の際には、作業前に槽内の酸素濃度等を測定し、作業中も換気を十分に行うなど安全面に配慮して作業を行う。 イ 清掃の際には清潔な衣服・靴等を着用し、衛生面にも十分注意する。 ウ 槽内の水を空にし、デッキブラシ及び高圧洗浄機等使用し清掃する。
受水槽の 水質検査等	ア 法定の水質検査全16項目検査・消毒副生成物12項目検査を年1回実施し、委託者に報告する。 イ 年1回、簡易専用水道書類審査を受けること。
U字溝清掃	ア U字溝に詰まった落葉等のごみや土砂を除去し洗浄する。 イ U字溝から1m以内にある落葉等のごみも除去する。
照明器具清掃	ア 器具のカバー等、破損の無いよう十分注意して行うこと。 イ 各種電球・蛍光灯は、清掃後確実に点灯するか確認する。 ウ 電球・蛍光灯の球切れが確認された箇所は、委託者に報告する。 エ 照明器具周辺に蜘蛛の巣等及び虫の死骸等は除去する。
大理石壁面	ア 壁面に傷が付かないように注意して清掃すること。
石床材清掃	ア ポリッシャー洗浄し、バキュームで吸い上げた後、モップをかける。

5 提出書類

(1) 年間作業予定表の提出

受託者は、契約締結後速やかに委託者の指定する職員へ年間作業予定表を提出すること。
委託者が把握できるよう、出来る限り詳細の細かい工程表を提出すること。

(2) 現場代理人、従事者及び着手届等

受託者は、作業開始までに委託者の指定する職員へ現場代理人及び従事者の氏名、年齢、性別及び従事業務に係る資格等の名称並びに現場代理人、従事者、着手届出書及び委託代金内訳書を提出すること。

(3) 出退届

現場代理人は、出退時には委託者の指定する職員へ作業内容、作業時間、使用器材及び作業人員を記載した出退届を提出すること。但し、委託者の認める場合は出退届に代えて出勤簿又は口頭による連絡によることができる。

(4) 清掃作業結果報告書等

受託者は、作業終了後、ただちに委託者の指定する職員へ作業内容、作業箇所、使用器材、作業人員及び作業結果報告書を下記の通り作成し、提出したのちに検査を受けること。

ア 報告書表紙には、提出日を記載すること。

イ 委託業務作業写真（作業前、作業中、作業後）を添付すること。

ウ 報告書内に作業の際使用した薬剤名、使用量及び施工方法等を報告書に記載すること。

エ 検査を受ける際、指定部分に係る委託完了届出書あるいは、部分完了届出書を提出すること。

オ 契約の履行が全部完了したときは、遅滞なく、完了届出書を提出すること。

(5) 貯水槽清掃作業員及び使用器材一覧表

受託者は、作業1週間前までに委託者の指定する職員へ次の事項を記載した貯水槽清掃作業員及び使用器具一覧表を提出し、承認を受けること。

記載事項 ア 現場代理人の氏名及び資格

イ 従事者氏名

ウ 前回の健康診断月日及び結果

エ 使用器具名称及び数量（消毒薬品については使用濃度も記載）

(6) 報告書の提出

受託者は、清掃作業終了後、報告書（作業内容・作業箇所・使用器材・作業人員等必要事項を記入し、写真等を添付したもの）を委託者に速やかに提出すること。

6 清掃方法

(1) 共通事項

ア 清掃器材等は作業対象に最も適したものをを用いることとし、その使用前に委託者の指定する職員の承認を得ること。

イ 清掃作業を実施するにあたっては、本仕様書に記載された条件を満足するに十分な清掃人員を派遣すること。又、作業員を厳選し日常の訓練にも留意して業務を行うこと。

ウ 派遣員が一般事務室に立入り作業を行う場合は、委託者の指定する職員へ連絡して行うこと。又、貸与した鍵は慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用すること。

- エ 清掃作業に使用する車、器材等は特に定めのない限り受託者が準備すること。
- オ 清掃作業を実施するにあたっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないよう充分注意を払うこと。また、受水槽・汚水槽の清掃を行う際は、作業前に槽内の酸素濃度等を測定し、作業中は換気装置を設置して強制換気を行い、ヘルメット、安全带、マスク等を使用し、安全に十分配慮すること。
- カ 清掃作業の実施中に受託者の責に帰すべき事由により、器物の破損その他委託者に損害を与えたときは、ただちに委託者の指定する職員にその旨を通知し、その指示に従うこと。この場合において、受託者は委託者に対して賠償の責を負うべきこと。
- キ 清掃作業の実施により移動した椅子、その他の物品は必ず元の位置に戻しておくこと。
- ク 作業員は、委託者の指定する職員の承認を得た場合を除き、作業中は一定の作業服を用い、腕章又は胸章をつけること。
- ケ 清掃作業の実施方法等については、この仕様書に定めるもののほか、委託者の指定する職員の指示に従うこと。
- コ 施設内の使用禁止と掲げているものについては、絶対使用しないこと。

7 その他 特記事項

- (1) 炉前の石材床はグロス系ワックス等により光沢のツヤを出し、また、そのツヤを常に維持出来るよう清掃業務において努めること。
- (2) 炉裏は粉塵が多いため、十分ふき取った上シーラー仕上げを行うこと。
- (3) 汚水雑排水槽、高圧洗浄等の清掃により汚泥その他が発生した場合には土嚢詰めにして斎場内所定の場所に置く、落ち葉等は当施設の廃棄物として処理するため袋詰めにして委託者の指定した場所へ置くこと。
- (4) カーペットについては、シミ抜きを行い、美観及び清潔感を保てるよう努めること。
- (5) 内装壁面等清掃について、表面にムラがなく、美観や清潔感を保てるよう努めること。
- (6) 屋上清掃については、安全に十分配慮し行うこと。
- (7) ルーフドレン部清掃については、水の通りをよくし、配管内付着・堆積物等が判明した場合、箇所を委託者へ速やかに連絡する。また、ワイヤー清掃、薬品洗浄清掃を行う際、委託者に速やかに連絡すること。
- (8) 仕上げ内容に委託者が問題があると判断した場合、受託者は速やかに再作業の調整のうえ工程表を提出し、指摘事項への対応を行うこと。
- (9) 使用する全ての薬剤については、人体、設備等に影響を及ばないものを使用すること。
- (10) 上記以外の事項に関しては、委託者、受託者協議の上、取り決めるものとする。

委託共通仕様書

(総則)

第1条 委託者横浜市が受託者に委託する業務（以下「委託業務」という。）については、委託契約書等に定めるもののほか、本仕様書に従い委託業務履行に際し関係する法令を遵守して、これを履行しなければならない。

(提出書類)

第2条 受託者は、遅滞なく次の書類を作成して委託者の指定する職員（以下「担当職員」という。）に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務着手届出書	契約締結後5日以内 <small>(ただし、上記期限に横浜市の休日 を定める条例（平成3年12月横浜市 条例第54号）第1条第1項に規 定する本市の休日は含めない。)</small>	各1部
委託代金内訳書		
現場責任者、業務従事者選定通知書		
組織編制委託組織表 <small>(各種機器の点検業務協力業者等も含む)</small>		
委託実施工程表（出来る限り詳細なもの）		2部

2 受託者は、委託者の担当職員と委託業務について打合せを行った後、次の書類を作成して担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
打合せ議事録	打合せ後遅滞なく	2部

3 受託者は、委託業務履行中、次の書類を作成して担当職員に提出しなければならない。

提出書類	提出期限	部数
委託業務日報	毎日作業終了後	1部
委託業務写真※1	完了検査前	1部
委託実施報告書※2		2部

※1・2についてのA4ファイルを受託者が用意し、そのファイルに委託件名、業者名を記載し、また、背表紙にも同様に記載すること。

※2 委託実施報告書の表紙には、提出日を記載すること。

(部分検査・検査)

第3条 受託者は、委託業務が完了したときは、次の書類を担当職員に提出し委託者が指定する検査員の検査を受けなければならない。

提出書類	提出時期	部数
指定部分に係る委託完了届出書 または、部分完了届出書	委託の一部業務 完了のとき	1部
委託完了届出書	委託業務完了のとき	1部

(支払)

第4条 受託者は、委託者の検査に合格したときは、次の書類を担当職員に提出し委託代金の支払いを請求することができる。

提出書類	提出時期	部数
請求書	完了検査合格後	1部

(安全衛生管理)

第5条 受託者は、安全衛生管理につとめ、次に掲げる事項を周知徹底しなければならない。

- (1) 名札又は腕章で会社名を明確にし、業務に適した服装、装備であること。
- (2) 火気、電気の使用場所及び喫煙場所は、消火器具等を備えておくこと。
- (3) 定められた履行場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 機器、用具、ロープ等は、使用前に安全点検を実施すること。
- (5) 業務対象電気機器等の電源は、遮断を担当職員と確認し操作部の施錠等を行い「作業中」である旨の表示をすること。
- (6) 万一事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに担当職員及び関係官公署に報告するとともに必要な措置をとること。

(作業時間等)

第6条 斎場は、原則友引日が休場日なので、作業日程について、受託者は、委託者の担当職員と十分な打ち合わせを行うこと。

(作業上の注意)

第7条 受託者は、斎場という性格を十分理解し、来場者及び職員に対し言動に十分注意し、節度ある態度で業務を履行すること。

2 業務の内容に疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ解決するものとする。

(支給品等)

第8条 作業で直接使用する電力、用水等については、本市より無償で支給するが、使用場所、使用方法について事前に委託者の担当職員と協議すること。

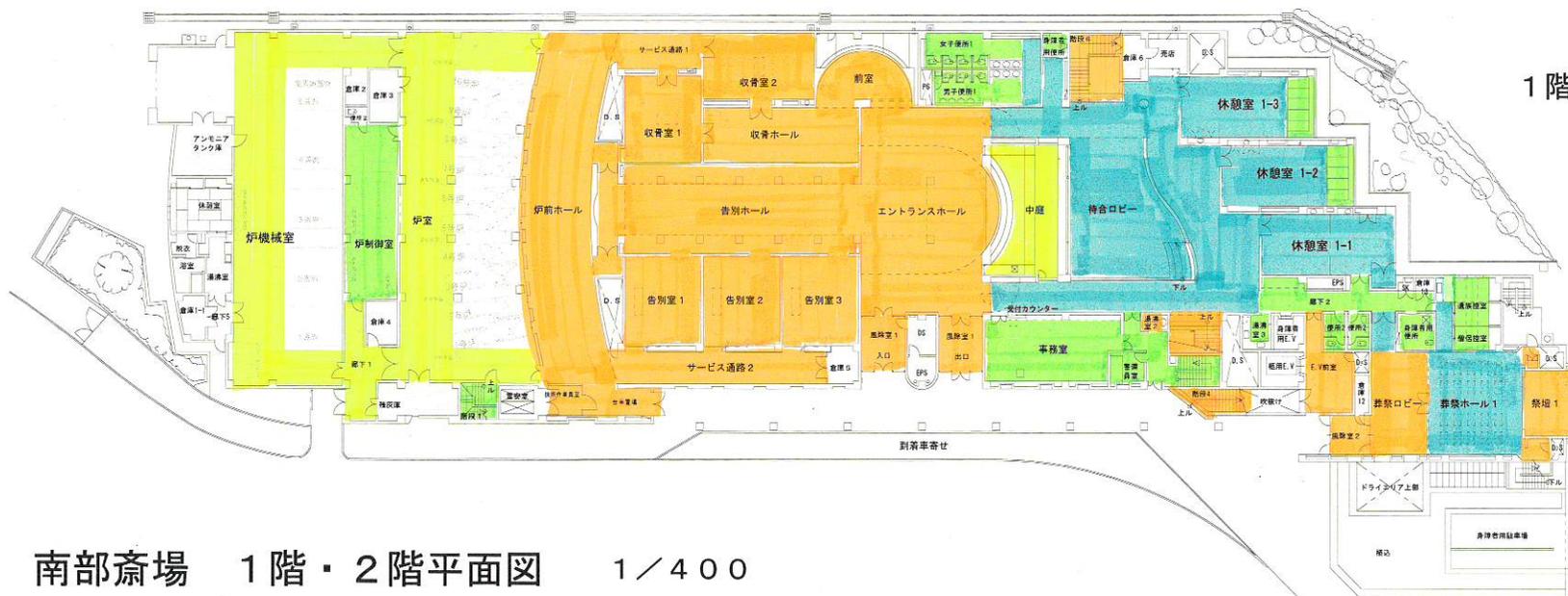
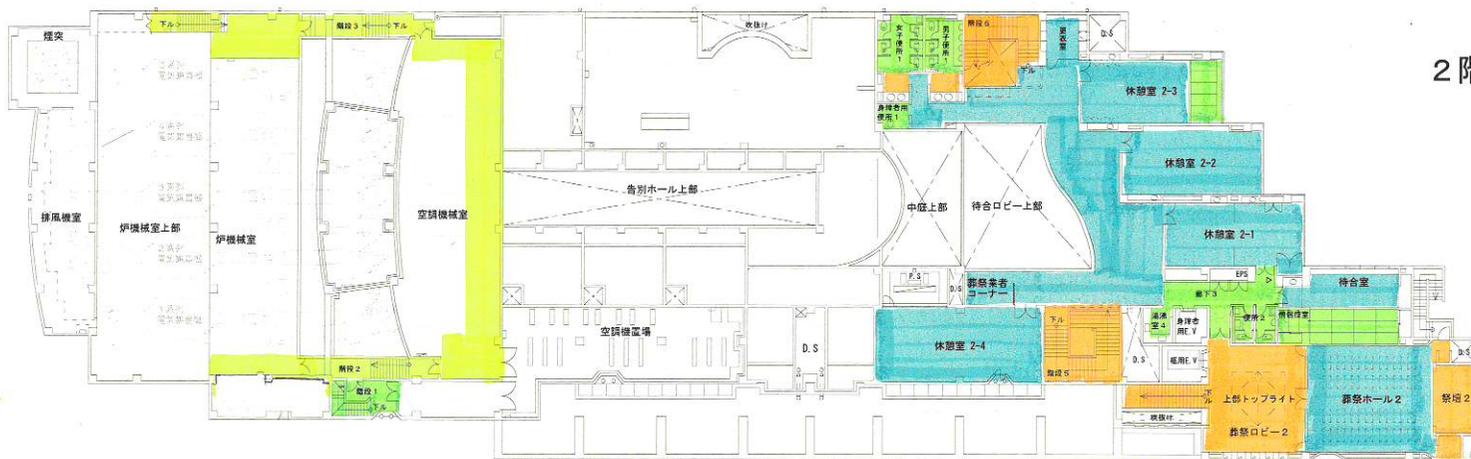
2 業務に必要な物品のうち、設備機器に付属して設置する機器、予備品を除き、受託者の負担とする。

(試運転)

第9条 点検終了時には、総合試運転を行い各種データ等の確認を行う。

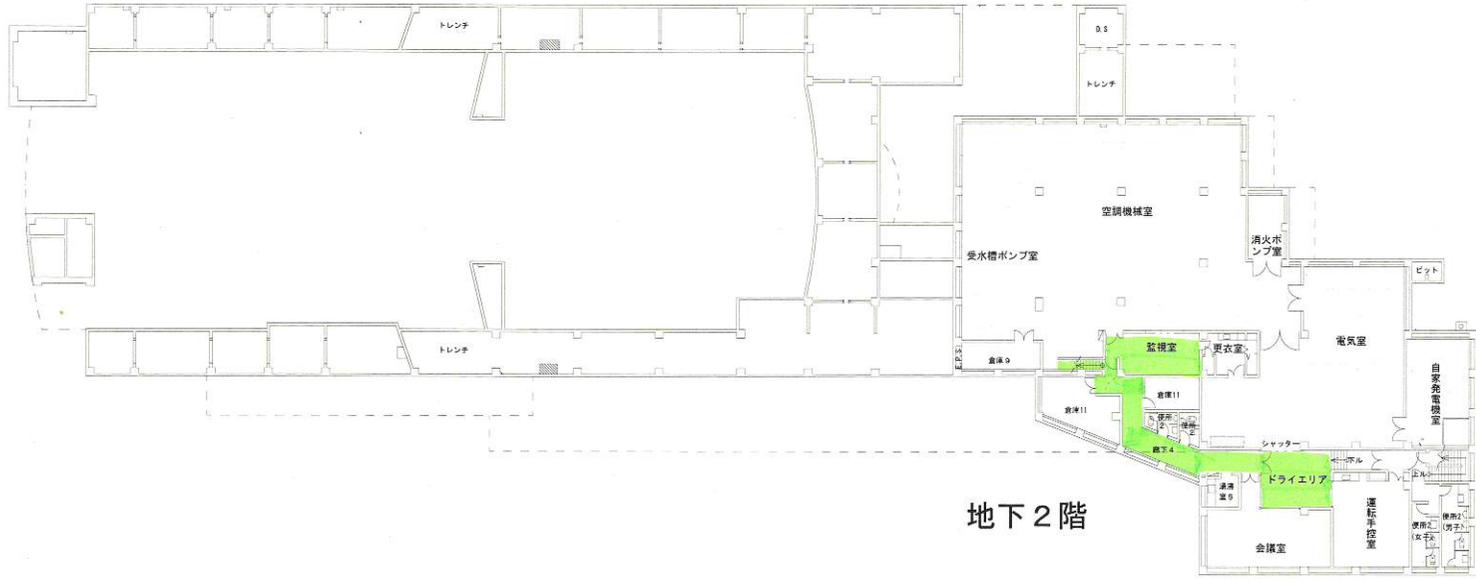
床清掃範囲図面 1

- 石材
- タイルカーペット
- 2階 Pタイル・畳等
- コンクリート

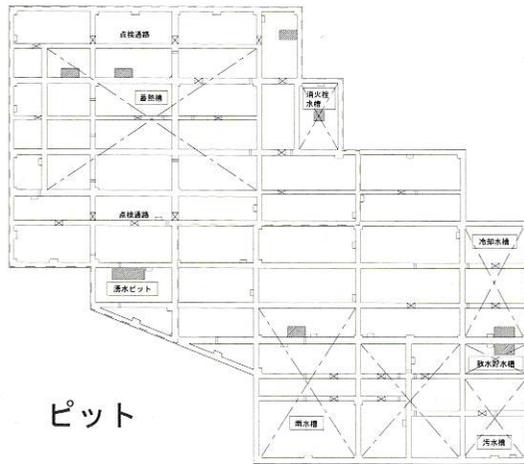


南部斎場 1階・2階平面図 1/400

床清掃範囲図面 2



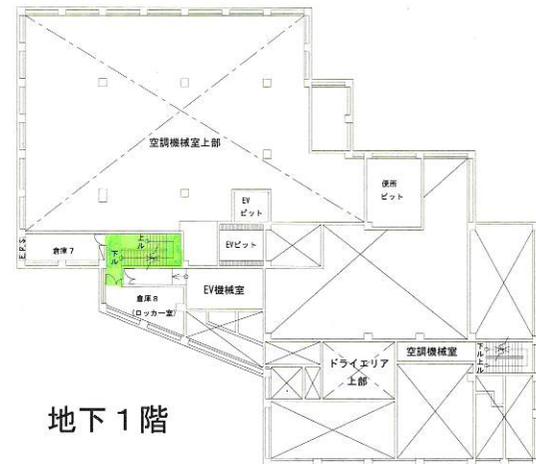
地下2階



ピット

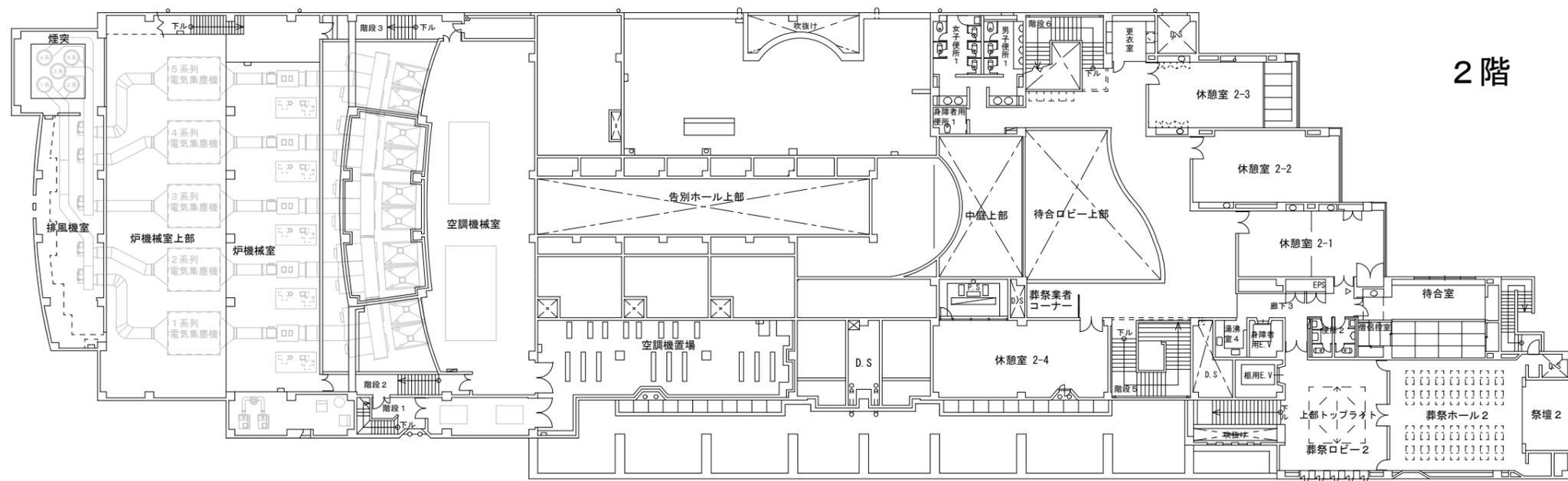
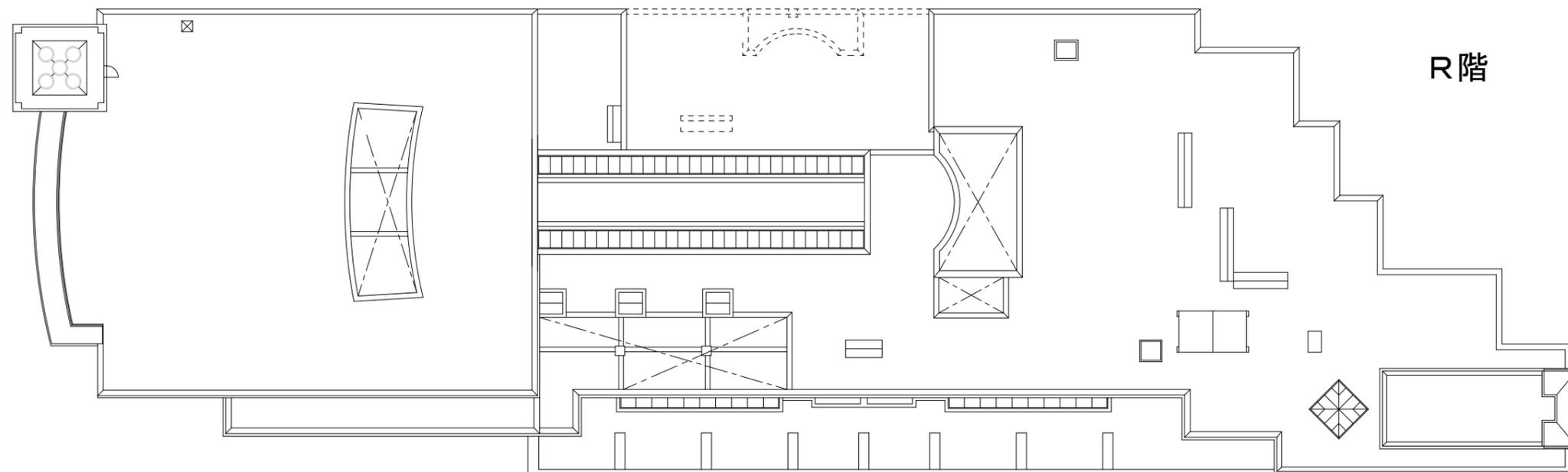
南部斎場 地階平面図

1/400

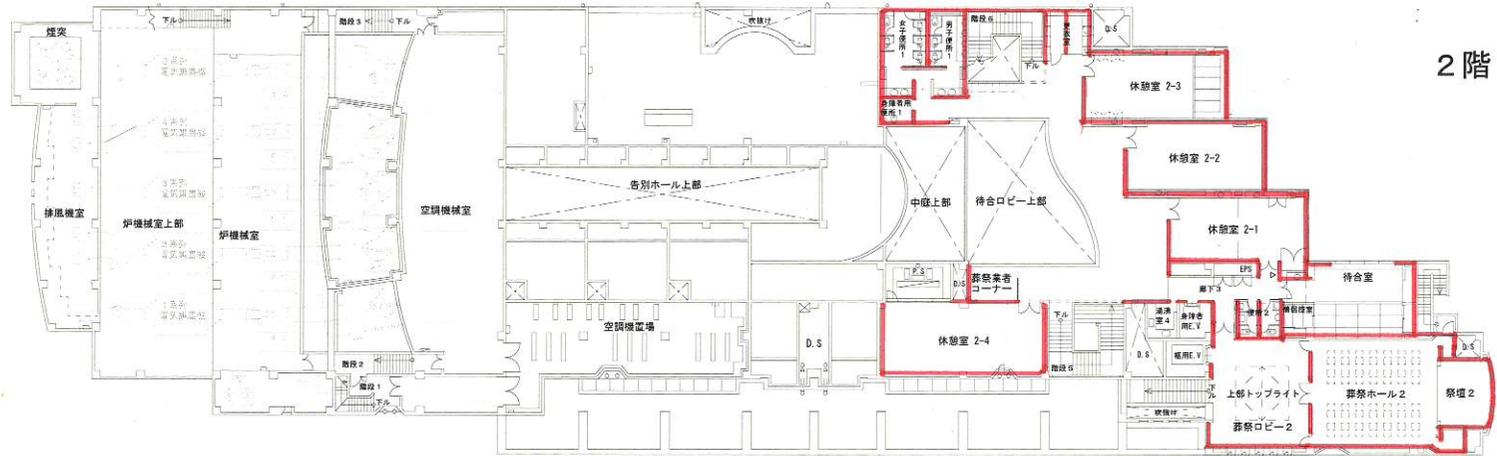


地下1階

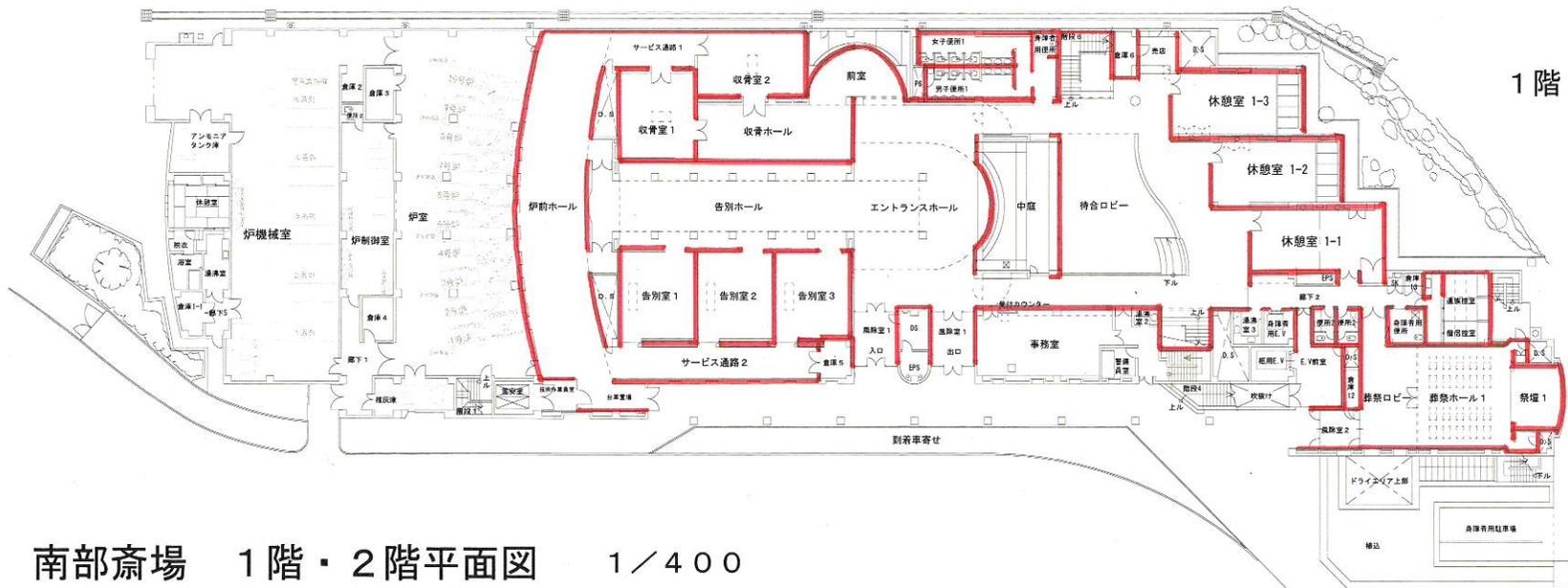
屋上清掃 ルーフドレン位置図



内装壁面等清掃範囲図面



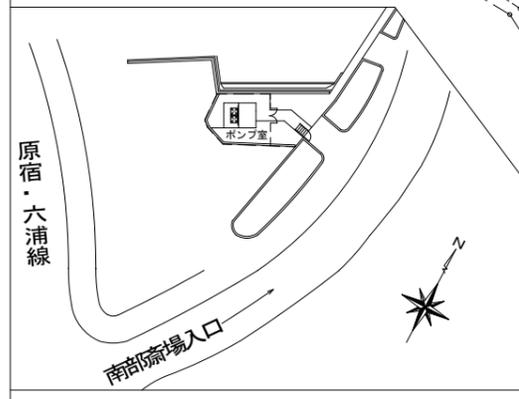
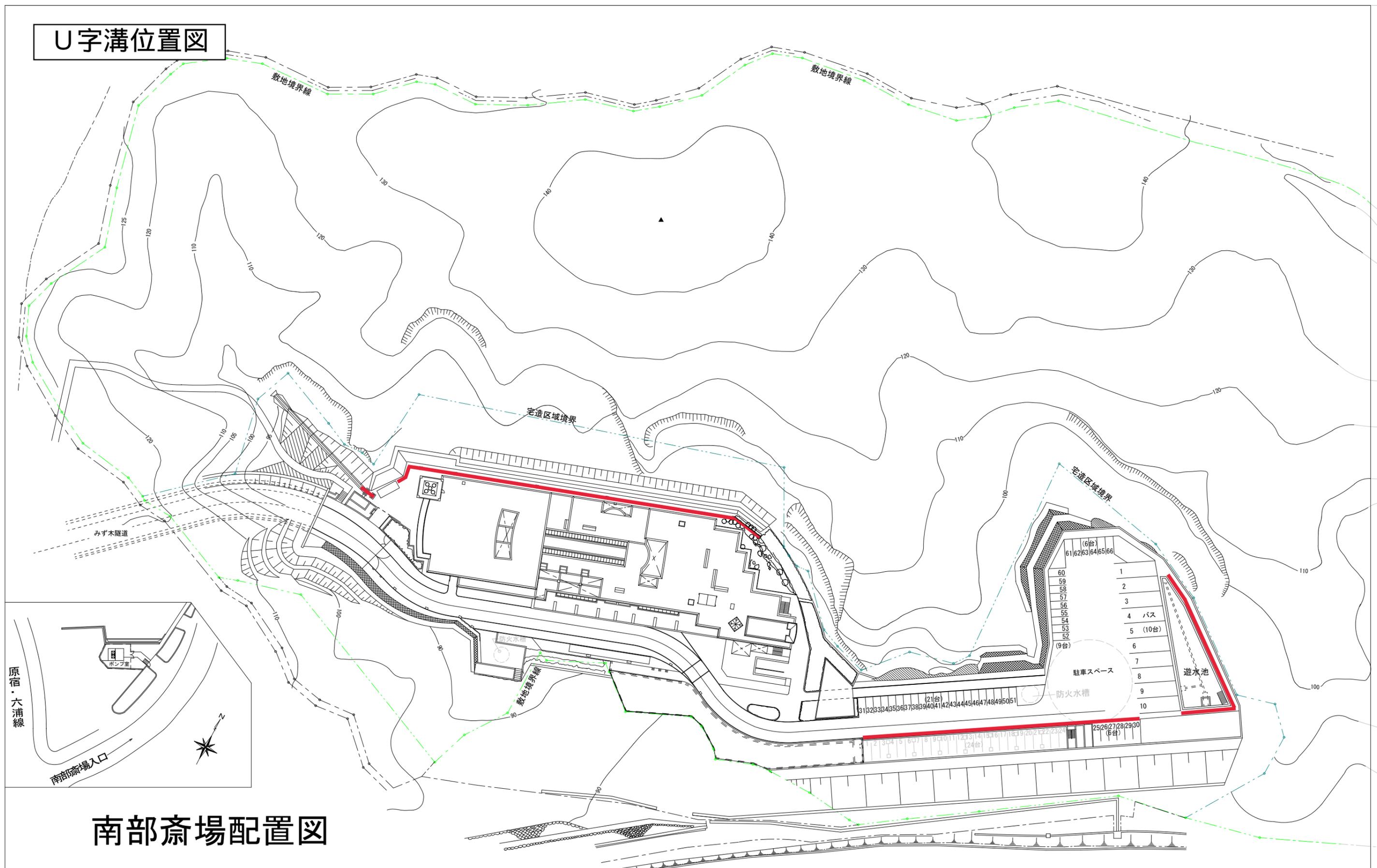
2階



1階

南部斎場 1階・2階平面図 1/400

U字溝位置図



南部斎場配置図

1 / 1,000



横浜市金沢区みず木町1番地

